

和解について（教育委員会関係）

電気使用料金請求事件について、次のとおり和解をする。

1 当事者、事件名及び事件概要

当事者及び事件名	事件概要
<p>1 原告 株式会社アイ・グ リッド・ソリューションズ 被告 大阪市</p>	<p>本市は、原告との間で平成29年度分の市立小学校に対する電力供給に係る契約（以下「本件契約」という。）を締結し、本件契約において契約書に定める単価（以下「本件単価」という。）</p>
<p>2 大阪地方裁判所 平成30年（ワ）第8141号 電気使用料金請求事件</p>	<p>及び算定時に有効な訴外関西電力株式会社が定める電気供給条件を用いて電気使用料金の額を算定する旨の定めをしていたところ、平成29年8月1日に同社が新たな電気供給条件（以下「新たな電気供給条件」という。）の適用を開始した後に原告から請求を受けた電気使用料金の額（以下「本件請求額」という。）が本件単価及び新たな電気供給条件を用いて算定したものとなっていた。</p> <p>これを受けて、本市は、新たな電気供給条件を本件単価の変更をすることなく用いることは不当であるとして、本件請求額のうち本件契約の趣旨に基づき相当であるとして算定した額（以下「本市算定額」という。）を原告に支払</p>

った。

これに対し、原告は、本市が本件契約の解釈を誤っているとして、本市に対し、本件請求額と本件算定額の差額金33,471,918円及びこれに対する遅延損害金の支払を求めている訴訟において、このたび裁判所の和解勧告を受けて和解をするものである。

2 和解の要旨

本市は、原告に対し、和解金として金22,000,000円を支払う。

令和2年5月14日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

電気使用料金請求事件について、和解をするため、この案を提出する次第である。